

沼田市新型インフルエンザ等対策行動計画

第1章 総論

I. はじめに	1
1. 新型インフルエンザとは	
2. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	
3. 取組の経緯	
4. 沼田市行動計画の作成	
II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	3
1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	
2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	
3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	
4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定	
5. 対策推進のための役割分担	
6. 対策の基本6項目	
(1) 実施体制	
(2) 情報提供・共有	
(3) まん延防止	
(4) 予防接種	
(5) 市民の生活及び地域経済の安定の確保	
(6) 医療	
7. 発生段階の分類	

第2章 各段階における対策

【未発生期・海外発生期・国内発生早期・国内感染期・小康期】	24
【未発生期】	24
(1) 実施体制	
(2) 情報提供・共有	
(3) まん延防止	
(4) 予防接種	
(5) 市民生活及び地域経済の安定の確保	
(6) 医療	
【海外発生期】	28
(1) 実施体制	
(2) 情報提供・共有	
(3) まん延防止	
(4) 予防接種	
(5) 市民生活及び地域経済の安定の確保	
(6) 医療	
【国内発生早期】	31

(1) 実施体制	
(2) 情報提供・共有	
(3) まん延防止	
(4) 予防接種	
(5) 市民生活及び地域経済の安定の確保	
(6) 医療	
【国内感染期】	37
(1) 実施体制	
(2) 情報提供・共有	
(3) まん延防止	
(4) 予防接種	
(5) 市民生活及び地域経済の安定の確保	
(6) 医療	
【小康期】	43
(1) 実施体制	
(2) 情報提供・共有	
(3) まん延防止	
(4) 予防接種	
(5) 市民生活及び地域経済の安定の確保	
(6) 医療	
(別添1) 用語解説	46
(別添2) 特定接種の対象となり得る業種・職務について	51

第1章 総論

I. はじめに

1. 新型インフルエンザとは

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

新型インフルエンザの発生を阻止することは不可能であり、発生時期を正確に予知することも困難である。また、発生した場合には、交通手段の発達した現代では、非常に短期間で世界的大流行となる可能性が高いことを踏まえると、発生前の現段階から対策を推進する必要がある。

2. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象とする感染症

- ・感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

3. 取組の経緯

新型インフルエンザは、およそ10年から40年の周期で発生している。20世紀では、1918年（大正7年）に発生したスペインインフルエンザの大流行が最大で、世界中で約4千万人が死亡したと推定されており、我が国でも約39万人が死亡したとされている。また、1957年（昭和32年）にはアジアインフルエンザ、1968年（昭和43年）には香港インフルエンザがそれぞれ発生しており、医療提供機能の低下をはじめ、社会機能や経済活動における様々な混乱が記録されている。

近年、東南アジアなどを中心に鳥の間で高病原性の鳥インフルエンザ（H5N1）が流行しており、このインフルエンザウイルスが人に感染し、死亡する例も報告されている。このような鳥インフルエンザ（H5N1）のウイルスが変異することにより、人から人へ効率よく感染する能力を獲得して強い病原性を示す新型インフルエンザが発生することが懸念されている。

2009年（平成21年）4月、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的大流行となり、国内でも発生後1年余で約2千万人が罹患したと推計されたが、入院患者数は約1.8万人、死亡者数は203人¹、死亡率は0.16（人口10万対）と、いずれも行動計画の想定よりも低く、死亡率についても、諸外国と比較して低い水準にとどまった。

本市においては、2010（平成22年）年11月、新型インフルエンザ（H5N1型対応版）の流行に備え、沼田市新型インフルエンザ対策行動計画を策定した。

また、国では、病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生しまん延する場合に備えるため、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、2012年（平成24年）5月に、病原性の高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法を制定するに至った。

2013年（平成25年）3月には、中国等において鳥インフルエンザA（H7N9）の集団感染が発生するなど、病原性の高い新型インフルエンザ等発生の可能性に変わりはなく、そのような新型インフルエンザ等が発生した場合でも対応できるよう十分な準備を進める必要がある。

4. 沼田市行動計画の作成

2013年（平成25年）6月、国は新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）を策定し、新型インフルエンザ等対策ガイドライン（以下政府ガイドラインという。）を示した。また、群馬県においては、政府行動計画と政府ガイドラインにおける考え方や基準をふまえ、同年12月に群馬県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）を策定した。

このような国の政府行動計画や県行動計画との整合性を図りながら、特措法第8条に基づき、沼田市は、これまでの沼田市新型インフルエンザ対策行動計画を廃止し、医療や感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴くことが定められていることから、沼田市健康づくり推進協議会及び沼田利根医師会に素案を提示し、意見を求め沼田市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「本行動計画」という。）を定める。また、本行動計画において、沼田市の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や市が実施する措置等を示す。

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染を主体とする感染経路など、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥イン

¹ 2010年（平成22年）9月末の時点でのもの。

フルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。新型インフルエンザが発生していない現時点では、新型インフルエンザウイルスの病原性・感染力等については分かっておらず、様々な場合が想定される。

本行動計画は、こうした多様な新型インフルエンザに対応することを想定して策定するものである。対象とする新型インフルエンザが多様であるため、その対策も多様である。新型インフルエンザ発生早期には、病原性・感染力等に関する情報が不明・不確かである場合が多いことから、病原性・感染力等が高い場合を想定した対応が求められる。

このため、本行動計画においては、病原性・感染力等が高い場合にも対応できる強力な措置を含めて、様々な状況に応じることができるように、対策の選択肢を示す。新型インフルエンザ発生の際には、病原性・感染力等に関する情報が得られ次第、その程度に応じた適切な対策へと切り替えを行うこととする。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。これらが発生した場合には、危機管理として対応する必要がある、本行動計画の対象感染症とする。

今後も、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ見直す必要がある、また、新型インフルエンザ等対策についても適時適切に本行動計画の変更を行うものとする。

Ⅱ. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザの発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザが発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

対策の目的

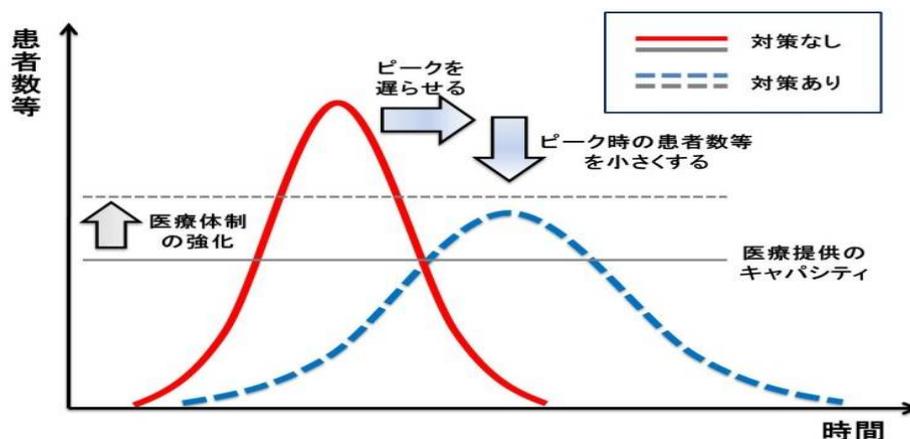
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

<対策の効果 概念図>



2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。本行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

また、国や県の示した基本的対処方針²等を原則としたうえで本市の特徴を踏まえた各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。

² 特措法第18条第1項に基づき、政府対策本部は、政府行動計画に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針（以下「基本的対処方針」という。）を定める。基本的対処方針においては、①新型インフルエンザ等の発生の状況に関する事実、②当該新型インフルエンザ等への対処に関する全般的な方針、③新型インフルエンザ等対策の実施に関する重要事項を定める。

(1) 総合的な戦略とするための基本方針

(具体的な対策については、第2章において、発生段階毎に記載する。)

1) 国、県の対策に協力するとともに、市町村、医療機関、指定（地方）公共機関、登録事業者、一般の事業者、市民それぞれが新型インフルエンザ等に備えた必要十分な準備を実施することにより、対策の重層化を図る。

【対策推進のための役割分担】

2) 複数の分野の対策を組み合わせて実施することで、対策の多面化を図る。

【行動計画の主要6項目】

- ①実施体制
- ②情報提供・共有
- ③まん延防止
- ④予防接種
- ⑤市民生活及び地域経済の安定の確保
- ⑥医療

3) 新型インフルエンザ等の発生前の段階では、行動計画の策定や、実施体制の構築、普及啓発等の事前準備を周到に行い、発生時には、一連の流れをもって各段階の状況に応じた適切な対策を講じることとし、対策の時間的連続性を確立する。

(2) 発生段階別の基本方針

海外発生期

- 海外で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替え、病原性・感染力等のウイルスの特徴、地域の特性、その他の感染状況の情報を踏まえ、患者等の人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが社会・経済活動に与える影響を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。また、新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということ为前提として対策を策定することが必要である。

国内発生早期

- 国内の発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じては、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
- 国内外の発生当初において、病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施す

るが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策については、その縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。

対策の実施、縮小・中止等を決定する際の市の判断の方法（判断に必要な情報、判断の時期、決定プロセス等）は、政府の基本的対処方針や県の対処方針等に従い決定することとする。

国内感染期

- 国内で感染が拡大した段階では、国、県、市、他の地方公共団体、事業者等と相互に連携して、医療の確保や市民生活・地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
- 事態によっては、地域の実情等に応じて、県対策本部（現地対策本部）との協議のうえ、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関も含めた現場が動きやすくなるような配慮・工夫が必要である。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、県の不要不急の外出の自粛の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組みあわせて総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。事業者の従業員の罹患等により、一時期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市町村、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARS（注³）のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

³ 平成15年4月3日、SARS（重症急性呼吸器症候群）は感染症法上の新感染症として位置づけられた。同年7月14日、世界的な研究が進んだことにより、病原体や感染経路、必要となる措置が特定されてきたため、指定感染症として位置づけ。同年10月10日、SARSの一連の状況を契機とした感染症対策の見直しに関する感染症法及び検疫法の一部を改正する法律案が成立し、同法において、感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高いなどの理由から、一類感染症として位置づけられた。なお、現在は二類感染症として位置づけられている。

3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

本市は、新型インフルエンザ等発生に備え又はその発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画及び県行動計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

<p>(1) 基本的人権の尊重</p> <p>国、県、市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、国民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。</p> <p>具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。</p>
<p>(2) 危機管理としての特措法の性格</p> <p>特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。</p>
<p>(3) 関係機関相互の連携協力の確保</p> <p>政府対策本部、県対策本部、市対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。県対策本部長は、必要に応じて、政府対策本部長（内閣総理大臣）に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。</p> <p>また、必要がある場合は市対策本部長から県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請を行う。</p>
<p>(4) 記録の作成・保存</p> <p>市は、発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。</p>

4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

1 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測される⁴など、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

市の行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得るが、本行動計画では、政府行動計画や県行動計画で示された推計を参考として健康被害を想定した。

【全人口の25%が罹患する場合】

	沼田市 (H24.10.1)	群馬県 (22年度)	全国 (22年度)
人口	50,216人	2,008,068人	128,057,352人
罹患者数(25%)	約13,200人	約498,000人	3,200万人
外来患者数	約6,900人	約264,000人	1,300万~2,500万人
入院患者数	約180人	約6,700人	53万~200万人
死亡者数	約40人	約1,700人	17万人~64万人
1日あたりの最大入院患者数	約40人	約1,600人	10.1万人~39.9人

- ・市の人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、市内の外来患者数は、6,900人、入院患者数は約180人（いずれも中等度：アジアインフルエンザ等）と推計される。
- ・これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。
- ・被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直し

⁴ WHO “Pandemic Influenza Preparedness and Response” 2009年（平成21年）WHOガイダンス文書

を行うこととする。

- ・未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象とされたところである。そのため新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

2 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ・市民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次罹患する。罹患者は1週間から10日間程度罹患し、欠勤。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

5. 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等は社会全体に影響を及ぼすものであり、その対策においては、国、県、市町村、医療機関、指定（地方）公共機関、登録事業者、一般の事業者、市民がそれぞれ重要な役割を担っている。

政府行動計画では、次のとおり、それぞれの役割が示されている。

1 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関⁵は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

2 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

【県】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応が求められる。

【市】

市は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、都道府県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

3 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じ、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

4 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

5 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及

⁵ 指定行政機関は、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、検疫所、国立感染症研究所、農林水産省、動物検疫所、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省。

び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

6 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

7 市民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用⁶・咳エチケット・手洗い・うがい⁷・口腔ケア⁸等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など、実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

6. 対策の基本6項目

本行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する」及び「国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「(1) 実施体制」、「(2) 情報提供・共有」、「(3) まん延防止」、「(4) 予防接種」、「(5) 市民生活及び地域経済の安定の確保」、「(6) 医療」の6項目に分けて立案している。各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおり。

⁶患者はマスクを着用することで他者への感染を減らすことができる。他者からの感染を防ぐ目的では、手洗い等との組み合わせにより一定の予防効果があったとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する賛否が分かれており、科学的根拠は未だ確立されていない。

⁷うがいについては、風邪等の上気道感染症の予防への効果があるとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する科学的根拠は未だ確立されていない。

⁸口腔内を丁寧に歯磨きし、舌や口腔粘膜あるいは歯菌を清掃することによりインフルエンザの予防効果があるとする報告もあるが、科学的根拠は未だ確立されていない。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、国、県、事業者等と相互に連携を図り、一体となった取り組みを行う。

【新型インフルエンザ等が発生する前】

新型インフルエンザ等対策行動計画等により、事前準備の進捗を確認し、庁内各部署における認識の共有を図るとともに各部署間の連携を確保しながら庁内一体となった取組を推進する。

【新型インフルエンザ等が発生した場合】

庁内一体となった対策を強力に推進するため、県が対策本部を設置した場合、市は速やかに対策本部を設置し、「新型インフルエンザ等対策本部会議」（以下「対策本部会議」という。）を開催する。国及び県等の関係機関と連携を図りながら対策を推進する。さらに、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生した場合、または、全国的かつ急速なまん延により、市民生活及び地域経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められ、特措法に基づき政府が新型インフルエンザ緊急事態宣言を出した場合は、庁内一体となった対策を強力に推進する。

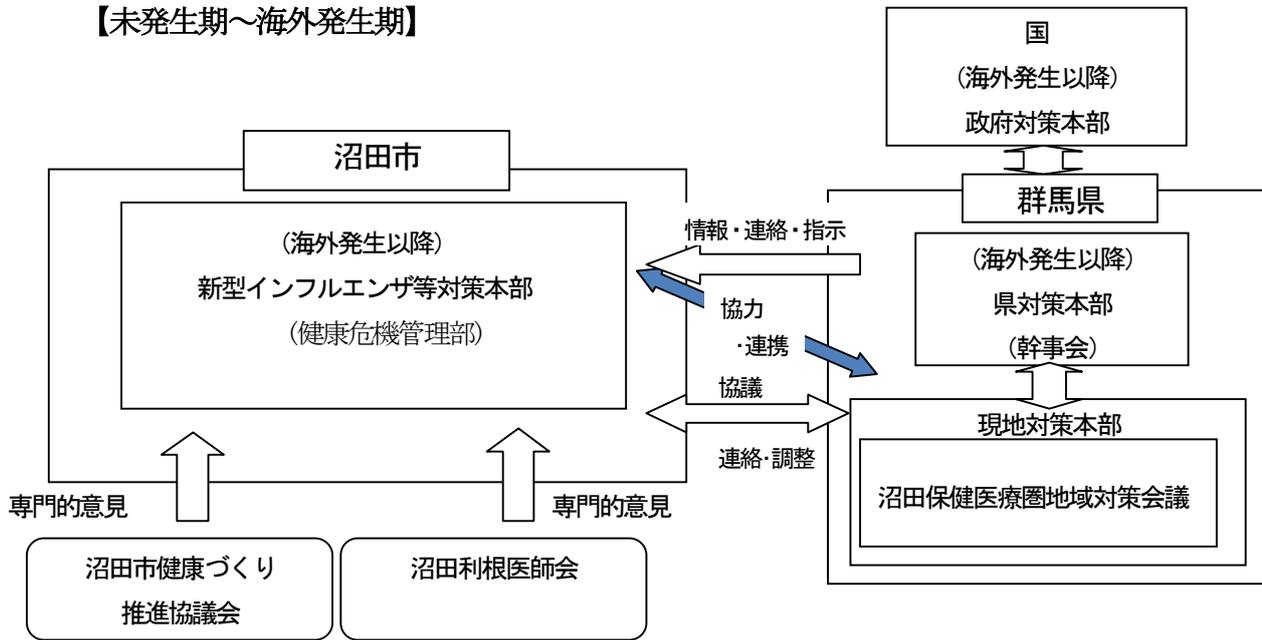
(ア) 新型インフルエンザ対策の組織体制

沼田市新型インフルエンザ等対策本部

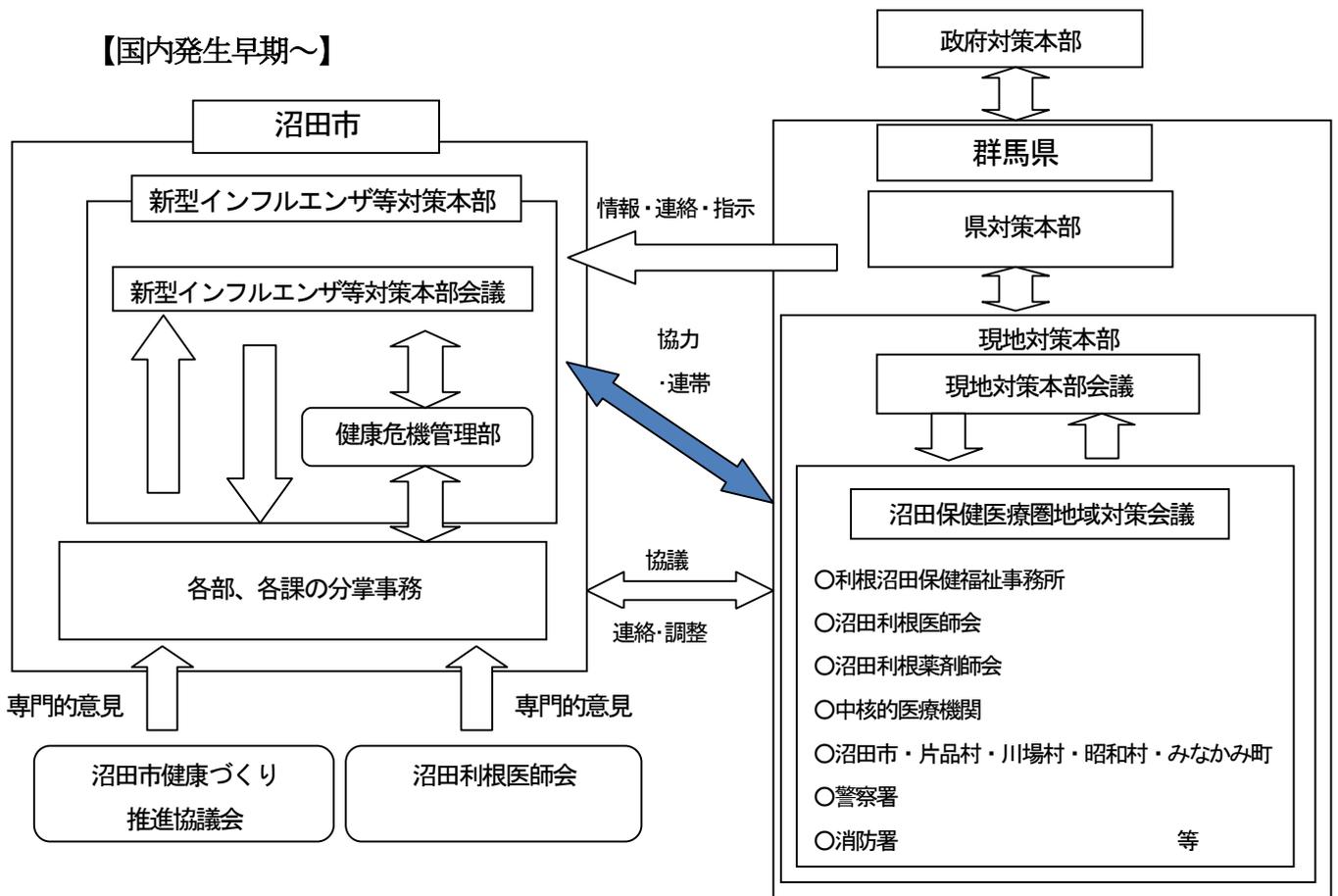
構成	本部長	市長	
	副本部長	副市長、教育長	
	本部員	総務部長、市民部長、健康福祉部長、経済部長、都市建設部長、議会事務局長、教育部長、利根沼田広域消防本部消防長	
	健康 危機 管理 部	部長	健康福祉部長
		副部長	防災対策課長、健康課長
	部員	秘書課長、総務課長、企画課長、財政課長、白沢支所長、利根支所長、市民課長、環境課長、社会福祉課長、子ども課長、高齢福祉課長、庶務課長、学校教育課長、社会教育課長、体育課長	
事務局	健康福祉部健康課		

インフルエンザ等対策体制イメージ

【未発生期～海外発生期】



【国内発生早期～】



(イ) 新型インフルエンザ等対策にかかる市の各部局の主な役割

部局等	主な役割
各部局 (共通)	<ul style="list-style-type: none"> ○新型インフルエンザ等対策本部で決定した施策の実行に関する事。 ○市の業務継続に関する事。 ○所管施設の感染予防策、休業、関係するイベントの自粛に関する事。 ○関係機関との連絡、協議に関する事。 ○関係団体・関係機関に対して発生国への渡航を避けるよう要請する事。 ○職員の感染予防に関する事。 ○区長等団体への情報提供及び協力に関する事。
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ○危機管理の総合調整に関する事。 ○市民への情報提供（広報、報道機関対応を含む）に関する事。 ○市民への啓発に関する事。 ○市ホームページの運営に関する事。 ○新型インフルエンザ等発症者及び疑似症者の人権確保に関する事。
市民部	<ul style="list-style-type: none"> ○埋火葬に関する事。 ○廃棄物管理・適正処理に関する事。 ○公共交通機関対策に関する事。 ○市内在住の外国人への情報提供に関する事。
健康 福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ○対策本部、危機管理部会議に関する事。 ○感染拡大防止に関する事。 ○患者の発生状況、感染規模の把握に関する事。 ○予防接種(特定接種・住民接種)に関する事。 ○市民、団体等からの相談に関する事。 ○高齢者、児童、障害者等要援護者の支援及び情報提供に関する事。 ○社会福祉施設等（高齢、介護、児童、障害者、生活困窮者等）における感染予防に関する事。

経 済 部	<ul style="list-style-type: none"> ○ライフライン事業者との連絡調整に関すること。 ○商工事業者からの相談に対応し、必要に応じて可能な支援を行うこと。 ○生活関連物資確保のための協力要請に関すること。 ○企業の事業活動の自粛等に関すること。
都 市 建 設 部	<ul style="list-style-type: none"> ○上下水道事業の確保に関すること。 ○関係施設との連絡調整に関すること。
教 育 部	<ul style="list-style-type: none"> ○公立学校（幼稚園、小学校、中学校）における感染予防に関すること。 ○公立学校における新型インフルエンザ等発症者及び疑似症者に対する人権確保に関すること。 ○公立学校における集団接種の実施体制の協力に関すること。 ○社会教育施設等における感染予防に関すること。

(2) 情報提供・共有

(ア) 情報提供・共有の目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、地方公共団体、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、国、地方公共団体、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

(イ) 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容でできる限り迅速に情報提供を行う。

(ウ) 発生前における市民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として発生前においても、市は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に市民に正しく行動してもらう上で必要である。特に児童、生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡

大の起点となりやすいことから、保健衛生部局や教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

(エ) 発生時における市民等への情報提供及び共有

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策決定のプロセス（国等が示す科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や対策の理由、対策の実施主体を明確にしなが、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。市民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。

提供する情報の内容については、個人情報保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用いて理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

媒体の活用に加え、市から直接、市民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ等の活用を行う。また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には原則として責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

市民からの一般的な個別の相談については、県からの要請に基づき、市民コールセンター（新型インフルエンザ等電話相談）を設置し対応する。

(オ) 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築し、対策本部と広報担当者が適時適切に情報を共有する。

また、提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信することも重要である。さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において住民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていく。

(3) まん延防止

(ア) まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内におさめることにつながる。

個人対策や地域対策・職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型イ

インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

(イ) 主なまん延防止対策

個人における対策については、国内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が必要に応じ不要不急の外出自粛要請を行う場合、その対策に協力する。

地域対策・職場対策については、国内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、県が施設の使用制限の要請等の対策を行う場合はその周知に協力する。

そのほか、海外で発生した際には、その状況に応じた感染症危険情報を発出する。また、感染症には潜伏期間や不顕性感染などがあることから、ある程度の割合で感染者は入国し得るため、県内での患者発生に備えて体制の整備を図ることが必要である。

(4) 予防接種

(ア) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

(イ) 特定接種

(イ) -1 特定接種の位置づけ

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものである⁹ことを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。

⁹ 特定接種が全て終わらなければ住民接種が開始できないというものではない。

【特定接種の対象者】

①「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

このうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関制度であり、この制度を中心として特定接種の対象業務を定める。具体的には、指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。また、この指定（地方）公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。

この基本的考え方を踏まえ、登録事業者、公務員は『別添2』のとおりとする。

【特定接種の実施順位¹⁰】

① 医療関係者
② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
③ 指定（地方）公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）
④ それ以外の事業者

新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準とし、事前に上記のような基本的な考え方を整理しておくが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会¹¹の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項が決定される。

特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等がH5N1以外の感染症であった場合や亜型がH5N1の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

¹⁰ 一つのグループの接種が終わらなければ、次のグループの接種が開始できないというものではない。

¹¹ 諮問委員会は、基本的対処方針に関する意見（特措法第18条第4項）のほか、新型インフルエンザ等の発生時の対策に関する必要な意見を、内閣総理大臣又は新型インフルエンザ等対策本部長に述べた。諮問委員会は、有識者会議の長及び長代理並びに内閣総理大臣が指名する有識者会議の構成員をもって構成し、その総数は、有識者会議の長及び長代理を含め10人以内とする。

(イ) -2 特定接種の接種体制

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に、登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

(ウ) 住民接種

(ウ) -1 住民接種の位置づけ

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、「緊急事態宣言」が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）を行うこととなる。接種の対象は、市内に居住する在留外国人を含む全住民を対象とする。また市内に所在する医療機関に勤務する医療従事者及び入院中の患者等も含める。

一方、「緊急事態宣言」が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づき行うこととなる。

住民接種の接種順位については、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とする。事前に下記のような基本的な考え方を整理しておくが、「緊急事態宣言」がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて政府対策本部が決定する。

【接種対象者】

① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
② 基礎疾患を有する者 ¹² ・妊婦
③ 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
④ 成人・若年者
⑤ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条第2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、こうした次のような基本的な考え方を踏まえ政府対策本部が決定する。

¹² 基礎疾患により入院中又は通院中の者をいう。平成21年（2009年）のパンデミック時に取りまとめられた「新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする基礎疾患の基準 手引き」を参考に、発生した新型インフルエンザ等による病状等を踏まえ、発生時に基準を示す。

	新型インフルエンザの病原性の特徴
	接種順位
重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方	成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合 (医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
	① 医学的ハイリスク者 ② 成人・若年者 ③ 小児 ④ 高齢者
	高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合 (医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
	① 医学的ハイリスク者 ② 高齢者 ③ 小児 ④ 成人・若年者
我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方	小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合 (医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
	① 医学的ハイリスク者 ② 小児 ③ 高齢者 ④ 成人・若年者
	成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合 (医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
	① 小児 ② 医学的ハイリスク者 ③ 成人・若年者 ④ 高齢者
重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方	高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合 (医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
	① 小児 ② 医学的ハイリスク者 ③ 成人・若年者 ④ 高齢者
	成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合 (成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
	① 医学的ハイリスク者 ② 小児 ③ 成人・若年者 ④ 高齢者

(ウ) -2 住民接種の接種体制

住民接種については、市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施するため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

また、速やかに予防接種ができるよう医師会、事業者、学校関係と協力し、接種に関わる医療従事者等の体制や接種場所、接種の時期の周知等の体制を整える。

(ウ) -3 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定される。

(5) 市民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの市民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、市民生活及び市民経済の

大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び地域経済への影響を最小限とできるよう、国、県、市、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は特措法に基づき事前に十分準備を行い、一般の事業者においても事前の準備を行うことが重要である。

（6）医療

（ア）医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

（イ）発生前における医療体制の整備

市は、県が実施する二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所を中心として、沼田利根医師会、沼田利根薬剤師会、地域の中核的医療機関を含む医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備の推進に協力する。

（ウ）発生時における医療の情報提供

市は、県が設置する帰国者・接触者電話相談センターや帰国者・接触者外来等の地域における医療体制や全般的な事項について、広報や市民コールセンターにより医療に関する情報提供を行う。

7. 発生段階の分類

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるようあらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

本行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを我が国の実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類するとともに、発生段階も未発生期、海外発生期、国内発生早期、国内感染期、小康期と発生段階を分類し、対策を整理した。

国全体での発生段階の移行については、WHOのフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定する。

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策について、柔軟に対応する必要があることから、県内の発生段階の移行は、必要に

応じて国と協議の上で、県が判断する。

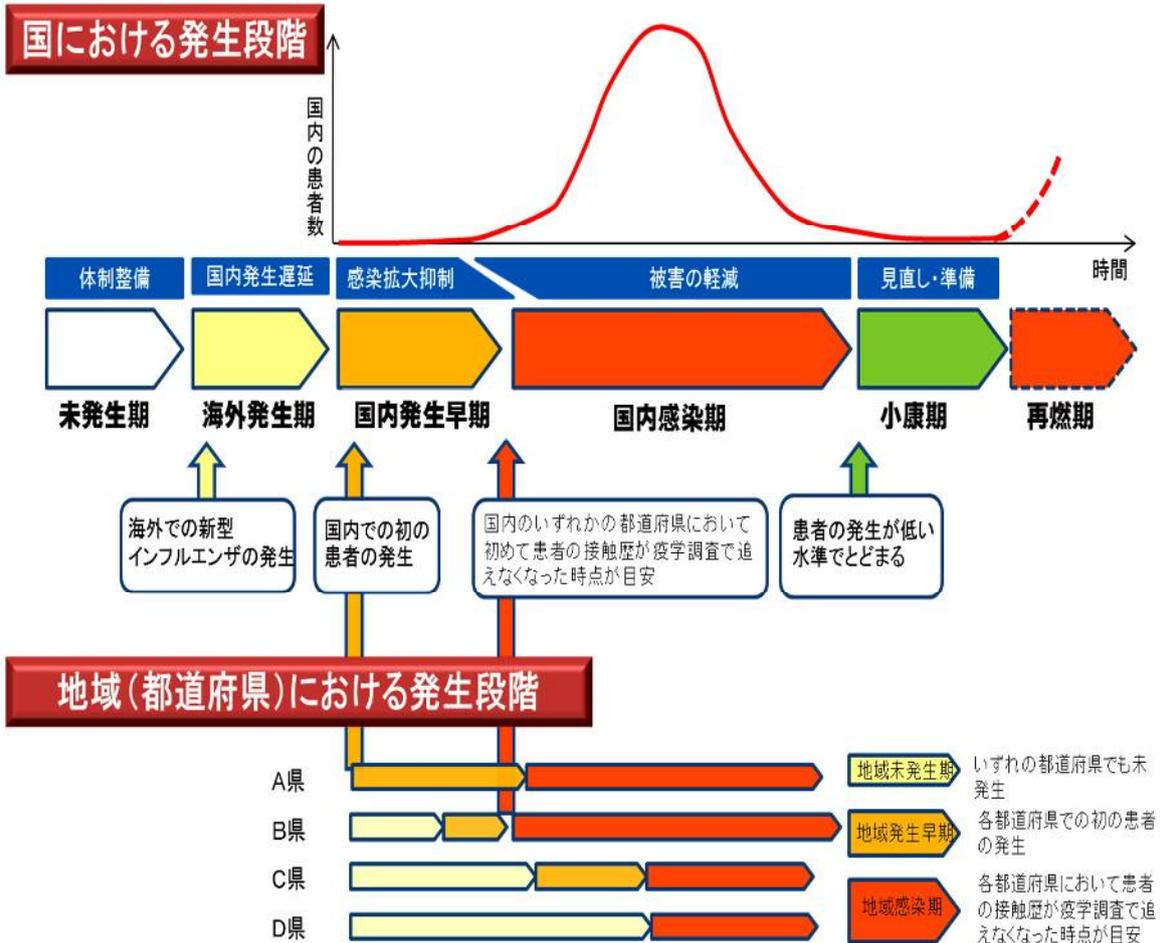
市は、行動計画等で定められた対策を段階に応じて実施することとする。次に、国の発生段階と県内における発生段階をあわせて示す。なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するという事に留意が必要である。

＜国内の発生段階と県内の発生段階の関係＞

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 県内においては、以下のいずれかの発生段階 ・県内未発生期（県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・県内発生早期（県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 県内においては、以下のいずれかの発生段階 ・県内未発生期（県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・県内発生早期（県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態） ・県内感染期（県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態）※感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

<発生段階のイメージ>

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



(参考) <本行動計画の発生段階とWHOのフェーズの対応表>

本行動計画の発生段階	WHOのフェーズ (参考)
未発生期	フェーズ1、2、3
海外発生期	フェーズ4、5、6
国内発生早期 (県内未発生期、県内発生早期)	
国内感染期 (県内未発生期、県内発生早期、県内感染期)	
小康期	ポストパンデミック期

第2章 各段階における対策

【未発生期・海外発生期・国内発生早期・国内感染期・小康期】

以下、発生段階ごとに、予想される状況、対策の目標、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を作成することとなっており、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

対策の実施や縮小・中止時期の判断の方法については、国が示すガイドライン等を参考にして決定することとする。

未発生期
<p>予想される状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
<p>対策の目標</p> <p>1) 発生に備えて体制の整備を行う。</p>
<p>対策の考え方</p> <p>1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、国、県、医療機関等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。</p> <p>2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。</p>

(1) 実施体制

(1)-1 市行動計画等の作成

市は、特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画、対応マニュアル、業務継続計画等の策定を行い、必要に応じて見直していく。

(1)-2 組織体制の整備及び国・県等との連携強化

市は、庁内の取組体制を整備・強化するために、行動計画に基づく具体的な取組について必要な対策や措置を講ずる。

(2) 情報提供・共有

(2)-1 継続的な情報提供

- ① 市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。
- ② マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても個人レベルの感染対策の普及を図る。

(2)-2 体制整備等

- ① 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること）や、媒体（テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とするが、情報の受取手に応じ、利用可能な複数の媒体・機関を活用する）等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。
- ② 一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築する。（広報担当者を中心としたチームの設置、広報担当者間での適時適切な情報共有方法の検討等）
- ③ 県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。

(2)-3 市民コールセンターの設置準備

- ① 市は、新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、県と連携して市民コールセンターを設置する準備を進める。

(3) まん延防止**(3) 対策実施のための準備****(3)-1 個人における対策の普及**

- ① 市、学校、市内事業者は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者電話相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。
- ② 県の要請に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出の自粛要請の感染対策について協力する。

(3)-2 地域対策・職場対策の周知

市は、新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行う。

また、県が新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策を行う場合はその周知について協力する。

(4) 予防接種

(4)-1 特定接種

- ① 特定接種は、特措法第28条の規程に基づき、予防接種法第6条第1項による予防接種とみなし、同法（第22条及び23条を除く。）の規程を適用し実施する。
- ② 市は、国の「予防接種に関するガイドライン」や「登録実施要領」に則り、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的接種を原則として実施する。
- ③ 特定接種のうち、新型インフルエンザ等対策に携わる市職員については本市が実施主体となって実施する。
- ④ 市は、登録事業者（特定接種対象者）の登録について事業者への周知、登録申請の受付等について、国、県に協力する。
- ⑤ 登録事業者又は登録事業者が属する事業者団体ごとに特定接種の集団的接種体制を構築することが困難な場合には、必要に応じ業種を担当する府省庁等が行う事業者支援と接種体制構築に協力する。

(4)-2 住民接種

- ① 市は、国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、当該市町村の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。
- ② 市は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める必要がある。そのため、県から技術的な支援を受ける。
- ③ 市は、速やかに接種することができるよう、沼田利根医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について、住民接種に係る手順を計画し準備を進める。

(4)-3 情報提供

市は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報提供を行い、市民の理解促進を図る。

(5) 市民生活及び地域経済の安定の確保

(5)-1 市の業務継続

市は、市内の取組体制を整備・強化し、市における業務継続のための準備をする。

(5)-2 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

- ① 市は、市内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について県と連携し具体的手続きを検討する。
- ② 市は、新型インフルエンザ等の流行により孤立化し、生活に支障をきたす恐れのある要援護者を把握し、情報を分析し必要な援助内容（食料品、生活必需品等の準備）への具体的な支援体制を整備し準備する。

(5)-3 火葬能力等の把握への協力

市は 県が行う火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討に協力し、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備することに協力する。

(5)-4 物資及び資材の備蓄等

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要なマスク、消毒液等を備蓄し、又は必要に応じ、施設及び設備を整備等する。

(6) 医療

(6)-1 発生前における医療体制の整備への協力

市は、保健福祉事務所を中心として設置される地域対策会議等に参加し、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備推進に協力する。

(6)-2 研修等

市は、国や県が実施する研修及び市内発生を想定した訓練等に参加協力する。

海外発生期
<p>予想される状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。
<p>対策の目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 県（国）内発生に備えて体制の整備を行う。 2) 県（国）内発生の早期発見に努める。
<p>対策の考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報が無い可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 2) 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 3) 県内発生を早期に発見できるよう情報収集体制を強化する。 4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、市民に準備を促す。 5) 市民生活及び地域経済の安定のための準備や、予防接種体制整備等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 実施体制

(1)-1 組織体制

- ① 市は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行う。
- ② 国が WHO による新型インフルエンザのフェーズ4の宣言若しくはそれに相当する公表又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発生の公表を行ったこと等を受け、新型インフルエンザ等が発生した旨を公表し、内閣総理大臣を本部長とする政府対策本部を設置した場合に、国、県の基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施する。
- ③ 県が現地対策本部を設置した場合、適宜、連携・協力し対策のために必要な体制整備を行う。

(2) 情報提供・共有

(2)-1 情報提供

- ① 市民に対して、海外での発生状況、現在の対策、県内発生した場合に必要な対

策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、ホームページ等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。

- ② 県等と連携し、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛等のまん延防止対策についての情報を適切に提供する。
- ③ 広報担当者を中心として、情報の集約・整理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を実施する。

(2)-2 情報共有

- ① 国、県、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。
- ② 県等が開催する新型インフルエンザ等対策に関する説明会等に参加するほか、情報交換・共有、協議等を行う。

(2)-3 市民コールセンターの設置

県の要請に基づいて他の公衆衛生業務に支障を来さないように、市民からの一般的な問合せに応じるため、市民コールセンターを設置し、国の作成するQ&A等を活用し適切な情報提供を行う。

(3) まん延防止

(3)-1 県内でのまん延防止対策の準備

- ① 県が講じる対策について、必要に応じ協力する。
- ② 市民への基本的な感染対策の周知を行う。

(3)-2 渡航に関する注意喚起

新型インフルエンザ等発生国への渡航回避等、県の要請に基づいて市民へ周知する。

(4) 予防接種

(4)-1 特定接種

- ① 市は、国・県と連携し、基本的対処方針を踏まえ、登録事業者に対する特定接種の実施に協力する。
- ② 国・県と連携し、地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

(4)-2 住民接種

市は、県の要請に基づき集団的な接種を行うことを基本として、速やかに実施できるよう事前に具体的な接種体制の構築の準備を進める。

(4)-3 情報提供

ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。

(5) 市民の生活及び地域経済の安定の確保

(5)-1 市の業務継続

市は、県内の発生に備えて、市における業務継続のための準備を開始する。
市職員に健康管理を徹底し、職場の感染対策の準備を進める。

(5)-2 要支援者対策

県内・市内の発生に備えて、新型インフルエンザ等に関する情報を要支援者や協力者に提供し、マスクや手洗い等の感染対策、国の緊急事態における不要不急の外出の自粛等に向け、個人における対策の準備を働きかける。

(5)-3 市内事業者への対応

市内事業者に、従業員の健康管理及び感染症対策に備えるよう要請する。

(5)-4 遺体の火葬・安置

火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保について 県からの要請がある場合に備えて準備する。

(6) 医療

(6)-1 医療機関等への情報提供

市は、国や県に協力して新型インフルエンザ等の情報について、医療機関等に迅速に提供する。

国内発生早期	
予想される状況	
<ul style="list-style-type: none"> 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。 県内においては、以下の段階が想定される。 	
(県内未発生期)	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
(県内発生早期)	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
県内発生早期の対策の目標	
<ol style="list-style-type: none"> 1) 県内での感染拡大をできる限り抑える。 2) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。 	
対策の考え方	
<ol style="list-style-type: none"> 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、緊急事態宣言が行われた際は、積極的な感染対策等をとる。 2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。 5) 国内感染期への移行に備えて、市民生活及び地域経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。 	

(1) 実施体制

(1)-1 基本的方向性の確認

市は、国、県が公示した基本的対処方針が変更された場合は、必要に応じ市対策本部会議を開催し、市の対処方針を確認する。

県内未発生期

(1)-2 実施体制

国、県が国内発生に関するメッセージを発表した場合、対策本部会議を開催して市において必要な対策・措置や具体的な取組みを準備する。

県内発生早期

(1)-2 実施体制

- ① 市は、対策本部会議等を開催し、対策本部内に設置された健康危機管理部を中心に必要な対策・措置や具体的な取組みを検討する。
- ② 県が設置する現地対策本部等と連携を図りながら、新型インフルエンザ等対策を庁内一体で推進する。

(1)-3 緊急事態宣言

- ① 緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。

緊急事態宣言を行うまでの手順は、おおむね、以下のように考えられる。

- ・厚生労働省(国立感染症研究所及び検疫所を含む。)は、発生初期の段階において限られた情報しかない中であっても、諸外国の状況やWHOからの情報、積極的疫学調査の結果等の国内の患者等に関する情報を分析し、専門家等の意見も聴きつつ、政府対策本部長に關係情報を報告する。
 - ・政府対策本部長から、基本的対処方針等諮問委員会に対し、「新型インフルエンザ等緊急事態」の要件に該当するかどうかについて、公示案として諮問。あわせて、新型インフルエンザ等緊急事態に伴う新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関する重要な事項を定めるため、基本的対処方針の変更について、基本的対処方針等諮問委員会に諮問。
 - ・基本的対処方針等諮問委員会による「新型インフルエンザ等緊急事態」の要件に該当するとの専門的評価があった場合、政府対策本部長が緊急事態宣言を行うことを決定する。あわせて、基本的対処方針の変更に関する専門的評価を踏まえ、変更案を決定する。
 - ・政府対策本部長は緊急事態宣言を行うとともに、基本的対処方針を変更する。あわせて、政府対策本部長は、緊急事態宣言を行った旨を国会に報告する。
- ② 緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示する。期間については、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定する。また、区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県を指定する。ただし、人の流れ等を踏まえ柔軟な区域設定にも留意する。全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で日本全域を指定することも考慮する。

(2) 情報提供・共有**県内未発生期・県内発生早期共通****(2)-1 情報提供**

- ① 市は、市民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。
- ② 市は、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。
- ③ 市は、市民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ、市民や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ地域における住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。

(2)-2 情報共有

- ① 国・県・他市町村や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。
- ② 県が開催する新型インフルエンザ等対策に関する説明会等に参加するほか、関係機関と情報提供や情報交換、情報共有、協議を行う。

(2)-3 市民コールセンターの体制充実・強化

県からの要請に基づき、国が作成する状況の変化に応じたQ&Aの改定版を活用し、市民コールセンターの体制の充実・強化する。

(3) まん延防止

県等の要請に基づき、以下の取り組みに協力する。

県内未発生期

(3)-1 県内でのまん延防止対策

病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等に、感染対策を強化するよう要請すること。

県内発生早期

(3)-1 県内でのまん延防止対策

- ① 感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置に関すること。
- ② 業界団体を経由し、または直接住民、事業者等に対して県からの要請により次のことを行う。
 - ・市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
 - また、市内事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。

- ・事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
- ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。

(3)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、県等からの要請に基づき、以下の取り組み等に適宜協力する。なお、対策にあたっては、基本的人権を尊重することとし、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は、当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

- ① 特措法第45条第1項に基づき、市民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請すること。
- ② 特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行うこと。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命・健康の保護、市民生活・地域経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行うこと。要請・指示を行った際のその施設名の公表に関する事。
- ③ 特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行うこと。特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る¹³。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行うこと。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命・健康の保護、市民生活・地域経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行うこと。特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際の施設名の公表に関する事。

(4) 予防接種

(4)-1 予防接種（住民接種）

- ① パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が

¹³ 大学、専修学校、その他これらに類する教育施設、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、体育館、水泳場、ボウリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場、博物館、美術館又は図書館、一キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設、二理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設等の施設であって、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えるもの。

可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に基づく接種（新臨時接種）について、国が決定した接種順位に基づき、接種を開始する。

- ② 市は、国、県の求めに基づき、接種に関する情報提供を開始する。
- ③ 市は、接種の実施にあたり、国及び県と連携して、保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

(4)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

市は、市民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(5) 市民生活及び地域経済の安定の確保

県内未発生期及び県内発生早期共通

(5)-1 市の業務継続

市は、職員の健康管理を徹底し、各職場における感染対策を開始し、市の業務継続に向けた対応をとる。

(5)-2 事業者の対応

県と連携し、市内の事業者に対して従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。

(5)-3 市民・事業者への呼びかけ

市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

(5)-4 遺体の火葬・安置

県と連携して、火葬能力の最新情報を把握するとともに近隣市町村と情報の共有を図る。

(5)-5 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、県等からの要請に基づき、以下の取り組み等に適宜協力する。

① 水の安定供給

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町村、指定（地方）公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずること。

② 生活関連物資等の価格の安定等

国、県及び市は、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(6) 医療**(6)-1 医療機関等への情報提供・共有**

市は、国や県からの新型インフルエンザ等の情報について、医療機関等と連携し情報を共有する。

国内感染期

予想される状況

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- ・県内においては、以下の段階が想定される。

(県内未発生期)

県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。

(県内発生早期)

県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

(県内感染期)

県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）。

県内感染期の対策の目標

- 1) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 市民生活及び地域経済への影響を最小限に抑える。

対策の考え方

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。
- 2) 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、地域ごとに実施すべき対策の判断が行われる。
- 3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- 4) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・地域経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 5) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- 6) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

国内感染期の県内未発生期について

この段階において、県内において患者が発生していない場合、必要に応じて、国内発生早期の県内未発生期の対応を継続することとする。

(1) 実施体制

県内発生早期及び県内感染期共通

(1)-1 基本的方向性の確認

市は、国内感染期に入ったことにより国・県が変更決定した基本的対処方針を踏まえ、市としての基本的な方向性を確認し市民へ周知する。

(1)-2 実施体制

- ① 市は、県内において新型インフルエンザ等が発生した場合には、国や県からの情報収集・共有を図るとともに、速やかに、市対策本部会議、健康危機管理部会議を開催し、必要な対策・措置や具体的な取り組みを準備・実施する。
- ② 市対策本部は、県の現地対策本部等と連携を図りながら、新型インフルエンザ等対策を進める。

(1)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じて、地方公共団体が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

(2) 情報提供・共有

県内発生早期及び県内感染期共通

(2)-1 情報提供

- ① 市は、引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。
- ② 市は、引き続き、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。
- ③ 市は、引き続き、市民コールセンター等に寄せられる問い合わせや他市町村、医療機関等の関係機関から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。
- ④ 市は県内感染期となった場合、それに伴い新型インフルエンザ等患者の診療体制が変更された情報があった場合を速やかに市民に周知する。

(2)-2 情報共有

市は、県や他市町村及び関係機関等との、インターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針を伝達するとともに、流行や対策の状況を的確に把握する。

(2)-3 市民コールセンターの継続

市は、市民コールセンターを継続して実施し、状況の変化に応じた国のQ&Aの改訂等を踏まえながら、適切な情報提供を行う。

(3) まん延防止

県内発生早期、県内感染期共通**(3)-1 県内でのまん延防止対策**

- ① 市は、感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの県が行う措置に対し、協力する。
- ② 市は、県が業界団体等を経由し、又は直接市民、事業者等に対して行う次の要請等に対し、協力する。
 - ・市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
 - ・事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
 - ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
 - ・病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

(3)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、県等からの要請に基づき、以下の取り組み等に適宜協力する。なお、対策にあたっては、基本的人権を尊重することとし、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は、当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

- ① 特措法第45条第1項に基づき、市民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請すること。
- ② 特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命・

健康の保護、市民生活・地域経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。要請・指示を行った際の施設名の公表に関する事。

- ③ 特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行うこと。特措法第24条第9項の要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行うこと。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命・健康の保護、市民生活・地域経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行うこと。要請・指示を行った際の施設名の公表に関する事。

(4) 予防接種

県内発生早期、県内感染期共通

(4)-1 住民接種

市は、国及び県の求めに基づいた接種に関する情報提供など、国内発生早期の対策を継続し、予防接種法第6条第3項に基づく臨時接種を進める。

(4)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

○ 臨時の予防接種

市は、基本的対処方針を踏まえ、国内発生早期の対策を継続し、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時予防接種を実施する。

(5) 市民生活及び地域経済の安定の確保

県内発生早期、県内感染期共通

(5)-1 市の業務継続

市の業務継続計画に基づく対応をとる。

(5)-2 事業者の対応

市は、県が行う以下の対策に対し、要請等に基づき適宜協力する。

- ① 市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じるよう要請する。
- ② 事業者からの相談（医療に関するものを除く。）に対応し、必要に応じて可能な支援を行う。

(5)-3 市民・事業者への呼びかけ

市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

(5)-4 遺体の火葬・安置

- ① 県と連携して、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を域内における新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬に従事する者の手に渡るよう調整する。
- ② 遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬及び遺体保存の実施ができるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。

(5)-5 緊急事態宣言がされている場合の措置

市は、緊急事態宣言がされている場合には、県が必要に応じて行う措置を踏まえ、以下の対策を行う。

① 水の安定的な供給

水道事業者である市は、業務継続により消毒その他衛生上の措置等新型インフルエンザ等の緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置をとる。

② 生活関連物資等の価格の安定等

- ・国及び県と連携し、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ・国及び県と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ・国及び県と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる。

④ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

県の要請等を受けて、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

⑤ 埋葬・火葬の特例等

- ・県の要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう対応する。
- ・死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、県からの要請により一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ・国が埋葬及び火葬の手続の特例を定めた場合は、これに対応する。

(6) 医療

(6)-1 患者への対応等

市は、県や医師会と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者及び家族に対しては、適切な予防、医療が受けられるよう支援する。

県内感染期

(6)-1 患者への対応等

- ① 帰国者・接触者外来及び感染症法に基づく患者の入院措置が中止され、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行うようになるため、県と連携を図り市民へ周知する。
- ② 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請することになるため、在宅で療養する患者及び家族を県及び医師会と連携し支援する。

(6)-2 在宅で療養する患者への支援

市は、県や関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

小康期

予想される状況

- 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- 大流行は一旦終息している状況。

対策の目標

- 1) 市民生活・地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

対策の考え方

- 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響からの早急な回復を図る。
- 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
- 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

(1)-1 市対策本部の廃止

市は、政府対策本部により、緊急事態解除宣言がされた時は、速やかに市対策本部を廃止する。

(1)-2 対策の評価・見直し

市は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、国、県行動計画及びガイドライン等の見直し等を踏まえ、市の行動計画等の見直しを行う。また、第二波に備え必要な対策・措置や具体的な取組みを検討する。

(1)-3 緊急事態解除宣言

国において、「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき」とは、具体的には、

- ・患者数、ワクチン接種者数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合
- ・患者数が減少し、医療提供の限界内におさまり、社会経済活動が通常ベースで経営できるようになった場合
- ・症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化、死亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合などであり、国内外の流行状況、国民生活・国民経済の状況等を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長が速やかに決定する。

(2) 情報提供・共有

(2)-1 情報提供

- ① 市は、引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。
- ② 医療機関等の関係機関から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。

(2)-2 情報共有

県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、現場での状況を把握する。

(2)-3 市民コールセンターの体制の縮小

県の実情に基づき市民コールセンターを縮小する。

(3) まん延防止

(3)-1 個人、地域における対策

流行の第二波に備え、引き続きマスクの着用・咳エチケット、手洗い・うがい等の感染対策を実施するよう促す。

(4) 予防接種

(4)-1 予防接種

市は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

(4)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、必要に応じ、市は、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく、予防接種法第6条の1項に規定している住民に対する予防接種（臨時予防接種）を進める。

(5) 市民 生活及び地域経済の安定の確保

(5)-1 市民・事業者への呼びかけ

市は、必要に応じ、引き続き市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たった消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品・生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

(5)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

① 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

- ・市は、県内の状況等を踏まえ、国及び県と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

(6) 医療

(6)-1 医療機関等との連携

市は、流行の第二波に備え、国や県から収集した新型インフルエンザ等の情報について迅速に医療機関等へ情報提供し、連携する。

【用語解説】

※アイウエオ順

○インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素 (HA) とノイラミニダーゼ (NA) という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。)

○家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関(県内で指定されている医療機関はない。)、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

- * 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。
- * 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- * 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- * 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)又は薬局。

○感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

○帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

○帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○个人防护具 (Personal Protective Equipment : PPE)

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○サーベイランス

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

○死亡率 (Mortality Rate)

ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。

○新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

○新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○人工呼吸器

呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

○積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

○致命率（Case Fatality Rate）

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

○鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」）が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○発病率（Attack Rate）

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

○パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

○PCR (Polymerase Chain Reaction : ポリメラーゼ連鎖反応)

DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。

特定接種の対象となり得る業種・職務について

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理した。

(1) 特定接種の登録事業者

A 医療分野

(A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等により患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	厚生労働省
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院、社会保険病院、厚生年金病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	厚生労働省

(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載。

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1: 介護・福祉型、B-2: 指定公共機関型、B-3: 指定公共機関同類型、
B-4: 社会インフラ型、B-5: その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設（A-1 に分類されるものを除く。）、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業、障害者支援施設、障害児入所支援施設、救護施設、児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	厚生労働省
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売	厚生労働省
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	厚生労働省
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	厚生労働省
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	厚生労働省
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	経済産業省
銀行業	B-2	中央銀行	新型インフルエンザ等発生時における必要な通貨および金融の安定	財務省
業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁

空港管理者	B-2 B-3	空港機能施設事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の航空機による運送確保のための空港運用	国土交通省
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
水運業	B-2 B-3	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資（特措法施行令第14条で定める医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料をいう。以下同じ。）の運送業務	国土交通省
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保	総務省
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	経済産業省
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	国土交通省
道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送	国土交通省
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	総務省
郵便業	B-2 B-3	郵便	新型インフルエンザ等発生時における郵便の確保	総務省
映像・音声・文字情報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	—

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給	金融庁 内閣府 経済産業省、農林水産省 財務省 厚生労働省
河川管理・用水供給業	—	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工業用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	国土交通省
工業用水道業	—	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給	経済産業省
下水道業	—	下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営	国土交通省
上水道業	—	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	厚生労働省
金融証券決済事業者	B-4	全国銀行資金決済ネットワーク、金融決済システム 金融商品取引所等、金融商品取引清算機関、振替機関	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	金融庁
石油・鉱物卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品（LPガスを含む）の供給	経済産業省
石油製品・石炭製品製造業	B-4	石油精製業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品の製造	経済産業省
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	経済産業省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
飲食料品 小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生 時における最低限の食料品 (缶詰・農産保存食料品、 精穀・精粉、パン・菓子、 レトルト食品、冷凍食品、 めん類、育児用調整粉乳を いう。以下同じ。)の販売	農林水産 省 経済産業 省
各種商品 小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生 時における最低限の食料 品、生活必需品(石けん、 洗剤、トイレトペーパー、 ティッシュペーパー、シャ ンプー、ごみビニール袋、 衛生用品をいう。以下同 じ。)の販売	経済産業 省
食料品製 造業	B-5	缶詰・農産保存食料品 製造業、精穀・製粉業、 パン・菓子製造業、レ トルト食品製造業、冷 凍食品製造業、めん類 製造業 処理牛乳・乳飲料製造 業(育児用調整粉乳に 限る。)	新型インフルエンザ等発生 時における最低限の食料品 の供給	農林水産 省
飲食料品 卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生 時における最低限の食料品 及び食料品を製造するた めの原材料の供給	農林水産 省
石油事業 者	B-5	燃料小売業(LPガス、 ガソリンスタンド)	新型インフルエンザ等発生 時におけるLPガス、石油 製品の供給	経済産業 省
その他の 生活関連 サービス 業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	厚生労働 省
	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	経済産業 省
その他小 売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生 時における最低限の生活必	経済産業 省

			需品の販売	
業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	環境省

(注2) 業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

(注3) 上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理する。

(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務
(=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	内閣官房
政府対策本部の事務	区分1	内閣官房
政府が行う意思決定・重要政策の企画立案に関わる業務、閣議関係事務	区分1	内閣官房
政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供	区分1	内閣官房
各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務（秘書業務）	区分1	各府省庁

を含む。)		
特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務 具体的な考え方は、以下のとおり ・対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員のみを対象 ・事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局事務に専従する者のみ	区分1	各府省庁
諸外国との連絡調整、在外邦人支援	区分1	外務省
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化 (検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務)	区分1	厚生労働省 農林水産省 法務省 財務省
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製	区分1	厚生労働省
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈(行政府)	区分1	内閣法制局
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	県
都道府県対策本部の事務	区分1	県
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	市町村
市町村対策本部の事務	区分1	市町村
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	区分1	県
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取	区分1	県・市町村
新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正、予算の議決、国会報告に係る審議(秘書業務を含む。)	区分1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告	区分1	県・市町村
国会の運営	区分1	—
地方議会の運営	区分1	県・市町村
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈(立法府)	区分1	—

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
令状発付に関する事務	区分2	—
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	区分2	法務省
刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	区分2	法務省
医療施設等の周辺における警戒活動等犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	区分1 区分2	警察庁
救急 消火、救助等	区分1 区分2	消防庁
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため船艇・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	区分1 区分2	海上保安庁
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療 家きんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送 その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して対処する事務 自衛隊の指揮監督	区分1 区分2	防衛省
国家の危機管理に関する事務	区分2	内閣官房 各府省庁

区分3：民間の登録事業者と同様の業務

(1)の新型インフルエンザ等医療型、重大・緊急医療型、社会保険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務

沼田市新型インフルエンザ等対策行動計画
平成27年3月策定
平成27年4月一部変更
発行 沼田市
編集 健康福祉部健康課